

早退等をさせる場合について

◇ 児童の健康管理については、次のように行っています。

【 けが，病気の処置について 】

《けが》

- 1 応急処置
 - 養護教諭があたる。
 - 養護教諭不在時は担任があたる。
 - * 保健室のけがの記録用紙に記入する。
- 2 事後処置
 - けがの程度に応じて，家庭連絡をする。(担任)
 - * ①いつ ②どこで ③どうなった ④処置の内容など
 - * 頭部・顔部・目部のけがは特に留意する。受傷後の観察を行い，必ず家庭連絡をする。
 - 加害者がいる場合，けがの程度によっては，相手の家庭にも連絡をする。(担任)

《病気》

一般状態（体温・脈拍・顔色・痛みの程度等）を診て，早退・休養（保健室）・観察（教室）の判断をする。

- 1 保健室でのベッド休養
 - 1時間程度休養し，回復しない場合は家庭連絡をする。(担任)
 - 早退する場合は，帰りの準備をし，保健室で保護者等の迎えを待つようにする。
 - 養護教諭不在，保健室を離れる場合は，教務・教頭に観察等を依頼する。

2 体温に基づく判断基準

体 温	対 処 等
37.5℃ 以下	教室で学習を継続させ，観察をする。
37.6℃ 以上	保健室で休養させ，観察する。(30分後，再検) 状態により，家庭連絡し，保護者に迎えに来てもらう。

あくまでめやす，他の一般状態も考慮する。

- 3 休養後回復したときは，授業を受ける。その際，担任と養護教諭との連絡を必ずとる。
- 4 その後，経過観察を行い，場合によっては家庭連絡をする。(担任)